

一般集中規制の概要

公正取引委員会

企業結合規制の概要

企業結合規制(独占禁止法第4章)

事業支配力の過度の集中が生じたり、競争制限的な市場構造が創出・形成されたりすることを未然に防止し、これにより我が国市場における公正かつ自由な競争を維持・促進する目的で設けられたものであり、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法の禁止規定と並んで独占禁止法上重要な役割を有する規定

市場集中規制

一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる株式取得・所有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転又は事業譲受け等を禁止

一般集中規制

- ① 他の国内の会社の株式を所有・取得することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止(第9条)
- ② 銀行等による他の国内の会社の5%(保険会社にあつては10%)を超える議決権の取得・保有を禁止(第11条)

一般集中規制の趣旨

一般集中規制は商品・役務の個々の市場において発生する具体的な競争制限を問題とする市場集中規制と異なり、国民経済全体における特定の企業グループへの経済力の集中等を防止するものであり、競争が行われる基盤を整備することにより市場メカニズムが十分に機能するようにするための規定

第9条による規制の概要①

規制の趣旨

事業支配力が過度に集中する企業グループが形成されることにより、総合的な事業能力の格差、相互取引（互恵取引）、排他的な取引関係の形成等がもたらされることとなり、これにより、事業者の市場への自由な参入が阻害されたり、価格、品質、サービスを中心とした公正な競争が妨げられたりすることによって、市場メカニズムの機能が妨げられ、競争にゆがみが生じ、ひいては、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることを防止

規制対象とその定義

- 他の国内の会社の株式を所有・取得することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止（第9条第1項及び第2項）
- 「事業支配力が過度に集中すること」とは、
 - ① 会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと（⇒大企業集団の主要なメンバー会社が単一の持株会社の傘下となる場合と同等の会社グループの形成（「財閥の再来」）を規制）
 - ② これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと（⇒大規模金融会社を中核とする巨大な会社グループの形成を規制）、又は
 - ③ これらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていること（⇒市場の閉鎖性の問題が生じる蓋然性が高い会社グループの形成を規制）

により、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなること（第9条第3項）

第9条による規制の概要②

規制対象の明確化

公正取引委員会はガイドライン(「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」(平成14年11月))を公表し、どのような会社が「事業支配力が過度に集中すること」となるかについて明確化を図っている

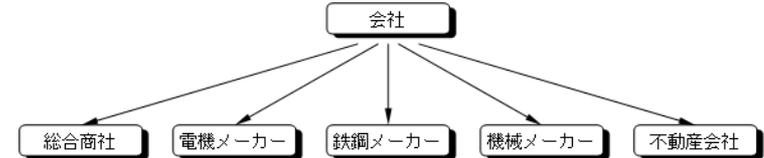
(注1)衆議院経済産業委員会附帯決議(平成14年4月)

「政府は、新法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 事業支配力の過度集中に関して、公正取引委員会の考え方を明らかにするガイドラインの作成にあたっては、事業者の不必要な負担を軽減し円滑な事業遂行に資する観点から、判断基準を事業者が予測可能なものにするとともに、過度な規制とならないよう十分配慮すること。」

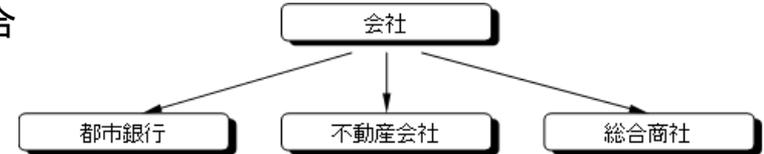
(注2)ガイドラインに形式上該当する場合は、法律の要件(第9条第3項)に立ち返って、国民経済への影響や公正かつ自由な競争への影響を判断することとなる

- ① 会社グループの規模が大きく(グループ総資産合計額15兆円超)、かつ、相当数(5以上)の主要な事業分野(原則として、日本標準産業分類3桁分類のうち売上高6000億円超の業種)のそれぞれにおいて別々の大規模な会社(単体総資産3000億円超の会社)を有する場合

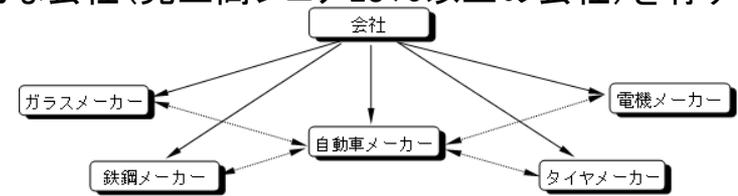


(注)会社グループ=会社+子会社(会社の議決権保有比率が50%超の他の国内の会社)+実質子会社(会社の議決権保有比率(子会社が保有する分を含む)が25%超50%以下であり、かつ、会社の議決権保有比率が最も高い他の国内の会社)

- ② 大規模金融会社(単体総資産15兆円超の金融会社)と、金融又は金融と密接に関連する業務を営む会社以外の大規模な会社(単体総資産3000億円超の会社)を有する場合



- ③ 相互に関連性のある相当数(原則として、5以上)の主要な事業分野(原則として、日本標準産業分類3桁分類のうち売上高6000億円超の業種)のそれぞれにおいて別々の有力な会社(売上高シェア10%以上の会社)を有する場合



第9条による規制の概要③

報告・届出制度

事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を防止するために、一定の要件を満たす会社に対し、報告・届出を義務付けて監視

- ① 会社及び子会社の総資産合計額が(a)持株会社にあつては6000億円、(b)銀行、保険会社、証券会社等にあつては8兆円、(c)一般事業会社にあつては2兆円を超えている場合には、毎事業年度終了の日から3か月以内に当該会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない(第9条第4項)
- ② 上記基準額を超える新たに設立された会社は、設立の日から30日以内に公正取引委員会に届け出なければならない(第9条第7項)

(注1) 上記基準額は、法で定める金額を下回らない範囲内において政令で定めることとされており、法で定める金額と同額に定められている

(注2) 報告・届出の事項・様式は公正取引委員会規則で定められている

近年の主な改正

平成9年改正

- 持株会社の設立・転化の全面的な禁止規定(原始独占禁止法により導入)を廃止し、事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の設立・転化を禁止
- 持株会社に対する報告・届出制度を導入(基準額は3000億円)

平成14年改正

- 大規模事業会社による株式取得・所有の一律的な禁止規定(昭和52年改正により導入)を廃止し、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止
- 会社に対する報告・届出制度を導入(基準額は現行と同じ)

第11条による規制の概要

規制の趣旨

- ① 事業支配力の過度の集中の防止
金融会社は融資を通じた企業支配の可能性を有しており、これに株式保有が加わればその可能性が更に大きくなると考えられることから、金融会社を中心として事業支配力が過度に集中することとなることを防止
- ② 競争上の問題の発生の防止
(a) 金融会社が事業会社と結び付くことにより、事業会社に対して信用状態に比して著しく有利な条件で融資が行われるなど、当該事業会社の属する市場での競争が歪められる可能性や、(b) 金融会社と事業会社が結び付くことにより、金融会社が取引先に対し、結び付きのある事業会社の取り扱う商品の購入を要請するなど、不公正取引の素地が形成される可能性を防止

規制対象とその例外

- 銀行・保険会社による他の国内の会社の一定基準（銀行は5%、保険会社は10%）を超える議決権の取得・保有を禁止（第11条第1項）
- 次の場合は例外
 - ① 第1項の認可を受けた場合 ⇒ 認可を受けた期間が例外
 - ② 第1項第1号（担保権の行使等による取得等）、第2号（他の会社による自己株式の取得に伴う議決権保有比率の超過）、第3号（信託財産としての取得等）又は第6号（公正取引委員会規則で定める場合。例：債務の株式化による取得等）に該当する場合 ⇒ 1年間が例外
 - ③ ②の場合であって第2項の認可を受けた場合 ⇒ ②の1年間に加え、認可を受けた期間が例外
 - ④ 第1項第4号（投資事業有限責任組合の有限責任組合員としての取得等）又は第5号（民法組合の非業務執行組合員としての取得等） ⇒ 10年間が例外（10年超の場合は①の認可の対象となり得る）

（注）公正取引委員会はガイドライン（「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」（平成14年11月）等）を公表し、認可の考慮事項等の明確化を図っている

最近の規制改革ホットラインに寄せられた主要要望と対応策①

【第9条関係】

主要要望	対応策
<p>第9条の廃止等</p> <ul style="list-style-type: none">① 第9条を廃止すべき② 第9条を維持する場合でも、同条第4項に基づく報告のうち、報告対象となる子会社及び実質子会社について、ガイドラインにおける「大規模な会社」又は「有力な会社」に該当する会社に限定し、報告内容の簡素化を図るべき③ 第9条について、平成21年に公正取引委員会においてなされた評価・検討結果及びその後のフォローアップ状況の詳細について公表すべき	<ul style="list-style-type: none">● 第9条については、様々な指摘があることを踏まえつつ、平成21年度に施行状況をフォローアップし、評価・検討を実施したところ、「引き続き、実態変化を踏まえつつ、施行状況のフォローアップが必要である」との結論を得たところ● 引き続き施行状況のフォローアップを行うこととしているが、平成21年度以後に行った施行状況のフォローアップの評価・検討の結果については、これを公表することを検討
<p>ガイドラインの見直し</p> <ul style="list-style-type: none">① 主要な事業分野の業種について、日本標準産業分類3桁分類は競争政策の観点から評価すべき市場実態を反映しておらず、2桁分類を原則とすべき② 「大規模な会社」の該当判断の基準を一律的な総資産額から事業分野ごとの実態に適した基準とすべき③ 分社化した会社が上場等により議決権保有比率が低下した場合であっても「事業支配力が過度に集中することとならない会社」として扱うべき	

最近の規制改革ホットラインに寄せられた主要要望と対応策②

【第11条関係】

主要要望	対応策
<p>信託勘定の規制対象からの除外</p> <p>信託銀行が信託財産として所有する株式等に係る議決権について、第11条の適用対象から除外すべき</p>	<ul style="list-style-type: none">● 第11条の規制趣旨に照らして、信託勘定を一律に適用除外することが適当であるか否かについて、銀行における信託勘定の運用実態を踏まえつつ、実態把握を実施● 平成25年1月11日の閣議決定（日本経済再生に向けた緊急経済対策）等により、金融庁における「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方」に関する議論等に基づく出資規制に係る措置に関して検討を行い、当該措置の実施時までに必要な措置を講じることとされているところ、上記実態把握の結果を踏まえ、現在、当該閣議決定を受けた措置の検討を行っているところ● 平成26年1月24日にガイドラインの改定案（銀行等が信託財産として株式を所有等することにより、他の国内の会社の議決権を5%を超えて保有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとする場合について、受託者行使議決権の上限を10%としていた認可の考慮事項を撤廃するとともに、認可に当たっては原則として期限を付さないこと等の内容）を公表し、意見募集を開始

参照条文①

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十七号)

第九条 他の国内の会社の株式(社員の持分を含む。以下同じ。)を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社は、これを設立してはならない。

② 会社(外国会社を含む。以下同じ。)は、他の国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより国内において事業支配力が過度に集中することとなる会社となつてはならない。

③ 前二項において「事業支配力が過度に集中すること」とは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたつて著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいう。

④ 次に掲げる会社は、当該会社及びその子会社の総資産の額(公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額をいう。以下この項において同じ。)で国内の会社に係るものを公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が、それぞれ当該各号に掲げる金額を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える場合には、毎事業年度終了の日から三月以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、当該会社が他の会社の子会社である場合は、この限りでない。

一 子会社の株式の取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額)の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超える会社(次号において「持株会社」という。) 六千億円

二 銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業(金融商品取引法(昭和三十二年法律第二十五号)第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。次条第三項及び第四項において同じ。)を営む会社(持株会社を除く。) 八兆円

三 前二号に掲げる会社以外の会社 二兆円

⑤ 前二項において「子会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなす。

⑥ 前項の場合において、会社が有する議決権並びに会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

⑦ 新たに設立された会社は、当該会社がその設立時において第四項に規定する場合に該当するときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その設立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

参照条文②

第十一条 銀行業又は保険業を営む会社は、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五(保険業を営む会社にあつては、百分の十。次項において同じ。)を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、公正取引委員会規則で定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 担保権の行使又は代物弁済の受領により株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合
- 二 他の国内の会社が自己の株式の取得を行ったことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合
- 三 金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合
- 四 投資事業有限責任組合の有限責任組合員(以下この号において「有限責任組合員」という。)となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合。ただし、有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなつた日から政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。
- 五 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合(一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。)の組合員(業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。)となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合。ただし、非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなつた日から前号の政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合として公正取引委員会規則で定める場合

② 前項第一号から第三号まで及び第六号の場合(同項第三号の場合にあつては、当該議決権を取得し、又は保有する者以外の委託者又は受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について当該委託者又は受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。)において、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五を超えて有することとなつた日から一年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合における公正取引委員会の認可は、同項第三号の場合を除き、銀行業又は保険業を営む会社が当該議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

③ 公正取引委員会は、前二項の認可をしようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に協議しなければならない。

④ 前項の内閣総理大臣の権限は、金融庁長官に委任する。